平成２５年（フ）第７４号
鳥取県鳥取市福部町海士335番地３　浪花団地60―18
債務者　金森　哲也
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７１８号
広島県東広島市西条上市町５番40号
債務者　福原　干典
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７０号
広島県三原市沼田西町松江1729番地
債務者　椎谷　静香
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
山口県下関市山の田東町６番４―105号　山の田東県営住宅
債務者　本山進之助
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
山口県下関市稗田北町４番５号　ハイツなぎＣ２－２号、前住所山口県下関市熊野町３丁目９番９号
債務者　樋口　慎一
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
山口県下関市椋野町２丁目11番56号　石本ハイツ10―202号
債務者　宮内　聖子（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
香川県仲多度郡まんのう町造田1045番地１
債務者　造田　智明
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第７７号
香川県仲多度郡琴平町榎井431番地２
債務者　森　　利治
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第７８号
香川県仲多度郡多度津町西港町57番地１　Ｓｅａハイツ302
債務者　松岡　美和（旧姓大井・原田）
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第８７号
香川県丸亀市川西町北843番地５
債務者　森　八重子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第８８号
香川県善通寺市木徳町949番地１　カーサ・エトワールＢ202
債務者　安部香緒里（旧姓三木）
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１６６号
愛媛県伊予市中山町出渕５番耕地767番地
債務者　福岡　　隆
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６７号
愛媛県伊予市中山町出渕５番耕地767番地
債務者　福岡　教子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７２号
愛媛県松山市古三津２丁目20番33号　コーポ仲原204号
債務者　金本　廣繁
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０８号
愛媛県松山市土居田町394番地５　杉田優方
債務者　濱本奈奈江
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１１号
愛媛県松山市石手２丁目２番13号
債務者　藤岡　正和
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２０号
愛媛県松山市山越１丁目21番15号　フシミハイツ203号
債務者　喜野　繁宏
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
松山地方裁判所民事部